

実質的支配者について

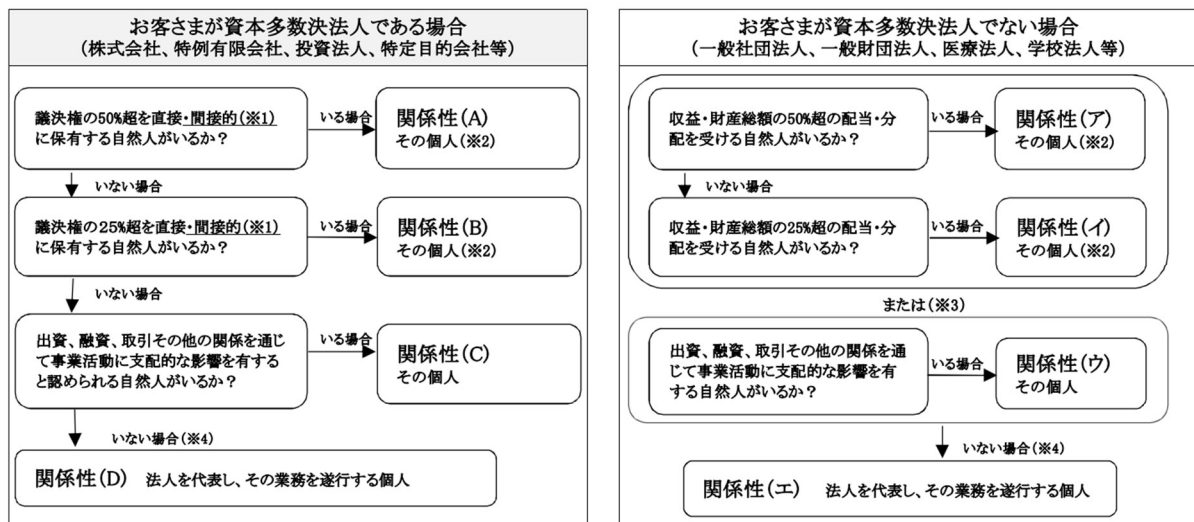
法人のお客様との取引再開にあたっては、お客様の最新の情報を正確に確認させていただくため、お客様の実質的支配者について再度のご申告をお願いいたします。

※国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、上場会社に該当する法人のお客様、又は法人格を持たない社団・財団（法人化していないマンション管理組合など）のお客様等（以下、「国等」といいます。）については、実質的支配者の確認は不要です。

1. 実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。どのような方が実質的支配者に該当するかは、法人の形態によって異なります。下記図をご確認の上、該当する自然人*の方の氏名・住居・生年月日をご申告いただき、また、該当する当該自然人との関係性をご選択ください。

*国等及びその子会社が該当する場合、自然人とみなされますので、該当する国等又はその子会社をご申告ください。詳しくは「3. 自然人とみなされる者」をご覧ください。



2. 実質的支配者の確認方法

お客様が株式会社、特例有限会社、投資法人、特定目的会社等の資本多数決法人である場合、上記左図に従って、実質的支配者に該当する方をご確認ください。

また、お客様が一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人等の資本多数決法人でない場合、上記右図に従って、実質的支配者に該当する方をご確認ください。

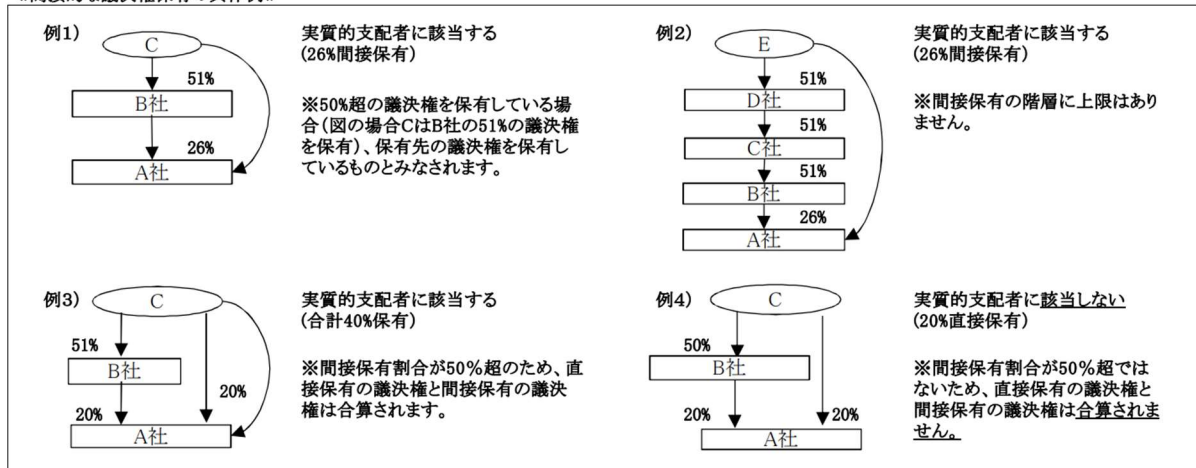
※1：自然人が他の法人の議決権の50%超を保有している場合、その法人の保有している議決権は当該自然人が間接的に保有しているものとして扱います。「間接的な議決権保有の具体例」については、以下をご確認ください。

※2：事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

※3：いずれも「いる」の場合には、両名が実質的支配者となります。

※4：お客様がやむを得ない理由により実質的支配者が誰か把握できない場合には、法人を代表し、その業務を遂行する方を実質的支配者としてご申告ください。

《間接的な議決権保有の具体例》



3. 自然人とみなされる者

以下に該当する者又はその子会社（会社法上の子会社）は、実質的支配者の判断において自然人とみなされます。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 法人格を持たない社団又は財団
- ・ 独立行政法人
- ・ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- ・ 上場会社等
- ・ 勤労者財産形成基金
- ・ 在続厚生年金基金
- ・ 国民年金基金
- ・ 国民年金基金連合会
- ・ 企業年金基金
- ・ 預貯金契約又は定期積金等のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者
- ・ 有価証券の売買を行なう外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る）の市場に上場又は登録している会社

以上